

青年部会・女性部会 合同例会



6月26日に青年部会・女性部会の合同例会がANAクラウンプラザホテル広島で、元カープ選手、コーチ、2軍監督を歴任され、現在プロ野球解説者として活躍されている安仁屋宗八氏、RCCスポーツアナウンサー石橋真氏により、「わが人生とカープ」というテーマで対談講演頂きました。

安仁屋氏の技術的なことより「あいさつ」「笑顔」「コミュニケーション」「飲みにケーション(笑)」が大切！というお話しが大変印象的でした！

また、チームワーク強いチーム！というのほどの職業にも言えることなので参加者も皆熱心に聞き入っていました！

第2部の懇談会では、奥芝女性部会担当副会長の挨拶、乾杯から始まり、安仁屋氏とのゲームアトラクションで盛り上がり大変有意義な合同例会となり、今年も益々カープと共に広島東法人会も盛り上がり行って行くことを実感致しました！(青年部会厚生委員 新谷美千代)

「恒例のナイター観戦会、 連敗は止まらず・・・」



7月21日に、恒例のナイター観戦会が開催されました。(参加354名)。

今年も好調な勢いの首位独走カープのおかげで厚生委員会によるお弁当配りも熱気に包まれました。

今回の対戦相手は中日ドラゴンズ、前回、同一カード三連勝をしているので、否が応にも勝利への期待が高まりました。

幸先良く、初回、松山選手のタイムリーで先制点。しかし、ジョンソン選手がピリッとせず、逆転を許し、7回表終了時点で3-8の劣勢、その後、田中選手、岩本選手のタイムリーで終盤追い上げを見せましたが、5-8で惜敗。。

カープのマツダスタジアム勝率7割超え、ところが広島東法人会観戦会勝率1割程度との噂のなか、見事敗戦、致しました。

けれど、ナイター観戦中、皆様様の楽しそうな大声援が響いておりました。終盤の粘りに勝敗関係なく、楽しめたのではないのでしょうか。広島東洋カープ愛を感じる観戦会でした。

負けても、毎年続けていききたい事業です。ありがとうございます。

(青年部会厚生委員 山本竜生)



青年経営者勉強会



7月24日、オリエンタルホテル広島において、本年度第1回青年経営者勉強会を開催し、青年部会を中心に57名が参加。「コミュニケーションから生まれる笑顔と健康」というテーマで講師

NPO法人スポーツクラブNICEL理事長岡本真様に1時間以上にわたるご講演を頂きました。御講演では最近ではスマホやタブレットばかり見ているので、岡本様は「ボール運動」を積極的に取り入れていらっしゃいました。ボールといっても柔らかいボールで子供達でも遊べるボールです。実際に私達もボールを使いましたが自然と笑顔で投げ合いをしていました。ボール運動は通常のスポーツと違い、ミスを肯定するとお話しされたことがとても印象的でありました。その後、懇親会を開催し活発な交流を行う事が出来ました。

(青年部会研修副委員長 小平祥彦)

女性部会 第27回通常総会

4月17日、ホテルグランヴィア広島において、第1回理事会の後、第27回通常総会を広島東税務署長をはじめ多数のご来賓のご出席を頂き開催した。

議案5件は満場一致で承認され、石井部会長体制は事業活動のスタートを切った。議案は次のとおり。



第1号議案 平成28年度事業報告の件
第2号議案 平成28年度決算報告承認及び監査報告に関する件

第3号議案 平成29年度事業計画(案)承認の件

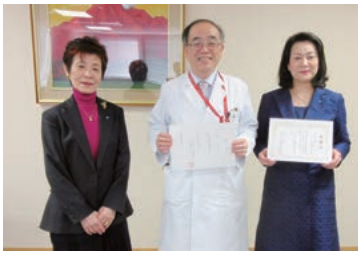
第4号議案 平成29年度収支予算(案)承認の件

第5号議案 平成29・30年度役員人事(案)承認の件

本年度の事業は、講演会を通じて地域発展活動を充実させること、「税に関する絵はがきコンクール」の募集を積極的に行い応募作品の増加につなげることに、また全法連女性部会連絡協議会が行っている「いちごプロジェクト」(15%節電運動)に積極的に参加することなどが確認された。

女性部会NEWS

社会貢献



広島市民病院にタオル寄贈
2月16日に広島市民病院へ落語会で呼びかけた新品タオル300枚を寄贈。
今回で17回目。

消費税研修会



5月17日、広島東税務署にて、広島東間税会と共催で、消費税研修会を開催。広島東税務署熊本副署長を講師に迎え、改正の概要、軽減税率の対象などの内容で、大変有意義な研修となった。
研修後は、税務署幹部の方と消費税の軽減税率の判定、マイナンバーの情報管理などについて、意見交換を行った。

新任役員紹介

法人会役職	氏名	法人名
部会長	石井 智子	(株)二葉
顧問理事	山内 五十鈴	(株)羊屋
副部会長(組織・厚生)	浅田 慶子	山陽空調工業(株)
副部会長(親睦・研修)	中島 典子	広島駅弁当(株)
組織委員長	小畑 由紀美	(株)小畑百花園
組織副委員長	山内 五十鈴(兼務)	(株)羊屋
厚生委員長	山田 弘子	(株)広島ゴルフショップ
厚生副委員長	松村 由貴	アーク不動産システム(株)
親睦委員長	伊藤 笙子	(有)伊藤久芳堂
親睦副委員長	松本 周子	(株)金融財務研究所
研修委員長	三宅 諭子	(株)亀屋
研修副委員長	田室 名保美	たむろ木材カンパニー(株)
広報委員長	森戸 美佐子	(株)森戸コンサルタントグループ
広報副委員長	世良 喜久枝	(株)フタバ図書
監事	片岡 ゆかり	(株)上仙
監事	岸田 洋美	(株)中栄
新入会員	山本 純代	山本設備工業(株)
	津村 綾	(株)スガノホールディングス
	吉田 華代	ヤシマコントロールシステムズ(株)

社会貢献 四季の花でおもてなし



女性部会では、広島市の花と緑のまちづくり「四季の花プランター設置事業」に協賛し、広島駅前大橋のプランターに四季折々の草花を植栽して、市民生活に潤いを与えている。

講演会のお知らせ



森朗氏(気象予報士)講演会
演題 「異常気象たかが雨では済まされない」
日時 平成30年2月3日(土) 午後2時開演
場所 広島県民文化センター
会費 1000円
皆様の参加をお待ちしています

会員企業のお店紹介

食べ飲み放題 ビアホール ビアローゼン

しゃぶしゃぶ焼肉以外にもお寿司惣菜サラダデザートなど約60種類の料理も食べ放題

〒広島市中区流川町8-26

営業 17:00~23:00

(ラストオーダー22:30)

休 不定休

☎ 082-241-4505



名物メニュー

- ・牛肉しゃぶしゃぶ食べ飲み放題(2時間) 3,600円
- ・焼肉食べ飲み放題(2時間) 3,850円
- ・その他、全8種類の食べ飲み放題コースがあります。

総席数200席の大型ビアホール。
各種個室も完備しておりますので小規模宴会から100名以上の大宴会まで対応可能。
また今年から大型スクリーンを設置しているので大人数でのカーブ観戦をしながらの宴会もできます。



フランス料理 レザンバサドール

広島の厳選食材をメインに織り成す、新しいスタイルのフレンチレストラン

〒広島市中区三川町3-13 セザール三川町2F

営業 ランチ12時~15時

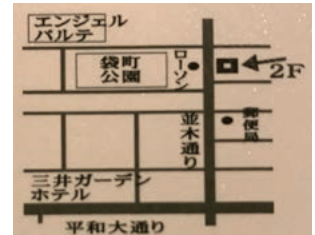
(ラストオーダー14時)

ディナー18時~22時

(ラストオーダー21時)

休 月曜日

☎ 082-247-5617



名物メニュー

- ランチコース 2,000円から5,000円
- ディナーコース 5,500円から8,500円

“広島でしか食べることができないフランス料理を味わえる店”を目指しています。



税 務 告 知 板

平成31年
10月1日～

消費税の軽減税率制度が実施されます

平成28年4月
国 税 庁
平成28年11月改訂

軽減税率制度の 実施時期	平成31年10月1日（消費税率の引上げと同時）
消費税率等	標準税率は10%（消費税率7.8%、地方消費税率 ^(注) 2.2%） 軽減税率は8%（消費税率6.24%、地方消費税率 ^(注) 1.76%） （注）地方消費税の税率は、消費税額の78分の22
軽減税率の 対象品目	① 酒類・外食を除く飲食料品 ② 週2回以上発行される新聞（定期購読契約に基づくもの）
帳簿及び請求書等 の記載と保存	<ul style="list-style-type: none"> 対象品目の売上げ・仕入れがある事業者の方は、これまでの記載事項に税率ごとの区分を追加した請求書等の発行や記帳などの経理（区分経理）を行っていただくこととなります。 仕入税額控除の要件は、現行、「帳簿及び請求書等^(注1)の保存」ですが、軽減税率制度実施後は、こうした区分経理に対応した帳簿及び請求書等^(注2)の保存が要件となります（区分記載請求書等保存方式）。 <p>（注）1 「請求書等」には一定の領収書や納品書、レシート等も含まれます。 2 「区分記載請求書等」といいます。なお、平成35年10月からは「区分記載請求書等」に代わり、「適格請求書等」の保存が要件となります（適格請求書等保存方式）。</p>
税額の計算	<ul style="list-style-type: none"> 売上げ及び仕入れを税率ごとに区分して税額計算を行う必要があります。 区分経理が困難な中小事業者の方には、経過措置として売上げに係る税額（売上税額）又は仕入れに係る税額（仕入税額）の計算の特例があります。

≪消費税率の引上げ時期が平成29年4月1日から平成31年10月1日に変更されたことに伴う改正点≫

内容	改正前	改正後（平成28年11月改正）
軽減税率制度の実施時期	平成29年4月1日	平成31年10月1日
区分記載請求書等保存方式の適用期間	平成29年4月1日～平成33年3月31日	平成31年10月1日～平成35年9月30日
適格請求書等保存方式の導入時期	平成33年4月1日	平成35年10月1日
税額計算の特例の対象者	中小事業者以外の事業者も対象	中小事業者のみが対象 ※ 適用対象となる期間が変更

～飲食料品の取扱い（売上げ）がない場合や免税事業者の場合も軽減税率制度への対応が必要です～

課税事業者の方

- 軽減税率対象品目の売上げ・仕入れの両方あり
例）飲食料品を取り扱う小売・卸売業（スーパーマーケット、青果店等）、飲食業（レストラン等）
- 軽減税率対象品目の仕入れのみあり
例）会議費や交際費として飲食料品を購入する場合等

- 発行する請求書等は区分記載請求書等へ
- 取引先から、区分記載請求書等を受領し、日々の取引を税率ごとに記帳（区分経理）
- 申告時の税額計算
※仕入れのみの場合は②と③

- 軽減税率の対象となる品目
 - 帳簿及び請求書等の記載と保存
 - 税額計算の特例
- をご覧ください。

免税事業者の方

軽減税率対象品目の売上げあり

課税事業者と取引を行う場合、区分記載請求書等の交付を求められる場合があります。

- 軽減税率の対象となる品目
 - 帳簿及び請求書等の記載と保存
- をご覧ください。

1 軽減税率の対象となる品目

課税事業者・免税事業者の方

飲食料品

飲食料品とは、食品表示法に規定する食品（酒類を除く。）をいい、一定の一体資産を含みます。なお、外食やケータリング等は軽減税率の対象には含まれません。

詳細は次ページ

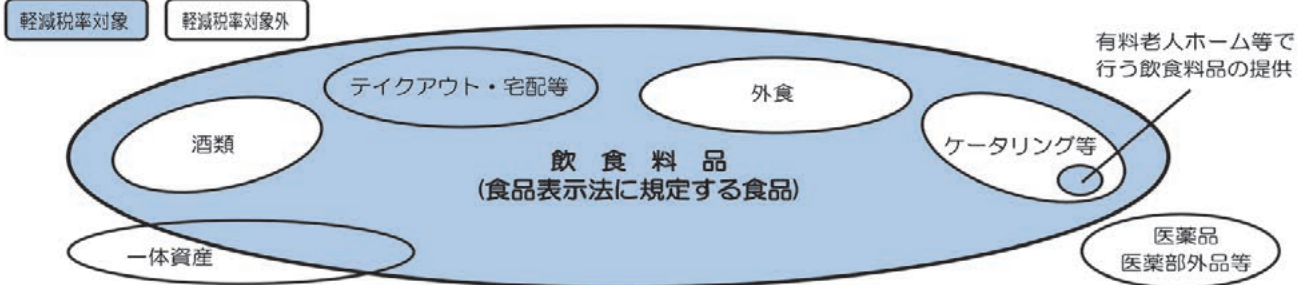
新聞

軽減税率の対象となる新聞とは、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行されるもの（定期購読契約に基づくもの）。

税 務 告 知 板

1 軽減税率の対象となる品目（つづき）

《軽減税率の対象となる飲食料品の範囲（イメージ）》



主な用語の意義・留意点

飲食料品	飲食料品とは、「一般に人の飲用又は食用に供するもの」をいいます。 例えば、工業用の塩は、軽減税率の対象となる飲食料品に含まれません。
外食	飲食店営業等の事業を営む者が飲食に用いられる設備がある場所において行う食事の提供
ケータリング等	相手方の注文に応じて指定された場所で調理・給仕等を行うもの
テイクアウト・宅配等	飲食店営業等の事業を営む者が行うものであっても、いわゆるテイクアウト・宅配等は軽減税率の対象
一体資産	おもちゃ付きのお菓子など、食品と食品以外の資産があらかじめ一体となっている資産で、その一体となっている資産に係る価格のみが提示されているもの 税抜価額が1万円以下であって、食品の価額の占める割合が2/3以上の場合に限り、全体が軽減税率の対象（それ以外の場合は、標準税率の対象）

2 帳簿及び請求書等の記載と保存（区分記載請求書等保存方式）（平成31年10月～平成35年9月）

課税事業者の方は、仕入税額控除のため、帳簿と区分記載請求書等の保存が必要となります（区分記載請求書等保存方式）。

免税事業者の方も課税事業者の方と取引する場合、区分記載請求書等の発行を求められる場合があります。

課税事業者・免税事業者の方

レジの導入・改修などのための中小事業者の方への支援措置（補助金）については、
専用ダイヤル 0570-081-222

期間	帳簿への記載事項	請求書等への記載事項
平成31年9月30日まで 【現行制度】	課税仕入れの相手方の氏名又は名称・取引年月日・取引の内容・対価の額 (上記に加え)	請求書発行者の氏名又は名称・取引年月日・取引の内容・対価の額・請求書受領者の氏名又は名称 (上記に加え)
平成31年10月1日から 平成35年9月30日まで 【区分記載請求書等保存方式】	軽減税率の対象品目である旨	① 軽減税率の対象品目である旨 ② 税率ごとに合計した対価の額（税込み） ※ ①及び②については、請求書等の交付を受けた事業者による追記も可能

- (注) 1 請求書等には、記載事項を満たす領収書や納品書、小売業者が交付するレシートなど取引の事実を証する書類も含まれます。
2 取引額が3万円未満の場合や、自動販売機から購入するなど請求書等の交付を受けることが困難な場合は、現行どおり、帳簿への記載により仕入税額控除が認められます。

《区分記載請求書等の記載例》

〇〇御中

請求書

平成31年11月分 87,200円（税込）

11/1	牛肉	※	5,400円
11/3	小麦粉	※	2,160円
...
11/27	しょうゆ	※	3,240円
11/30	ビール		6,600円
	合計		87,200円
			(10%対象 44,000円)
			(8%対象 43,200円)

△△(株)

「※」は軽減税率対象品目であることを示します。

現行の請求書等の記載事項に加え、次の①及び②を記載することとされました。

① 軽減税率の対象品目である旨の記載（例えば、税率（8%）の記載や、「※」「★」等の記号と凡例の記載）

② 税率ごとに合計した対価の額（税込み）の記載

(参考)

取引先から上記①及び②の記載がない請求書等を受け取った場合、受け取った事業者は、事実に基づいて①及び②の記載事項を自ら追記することができます。

軽減税率制度に関する問い合わせは、最寄りの税務署にお電話いただき、ガイダンスに沿って「3」を押してください。